

4. 通知の対象となる証明書及び請求は

(1) 通知の対象となる証明書

- ・住民票の写し
- ・住民票記載事項証明書
- ・戸籍の附票の写し
- ・戸籍謄本及び抄本（戸籍全部事項証明書及び個人事項証明書）
- ・戸籍記載事項証明書

※それぞれ消除又は除かれたものを含まず。

(2) 通知の対象となる請求

- ・本人等の「代理人」からの請求
- ・「第三者」からの請求

※本人等とは、住民票関係では「本人又は本人と同一世帯に属する者」、戸籍関係では「戸籍に記載されている者、又はその配偶者、直系尊属及び卑属」をいいます。

※第三者とは、本人等以外の個人、法人及び特定事務受任者（弁護士等）をいいます。

※国や地方公共団体からの請求及び特定事務受任者（弁護士等）が裁判手続き等の代理業務のために請求する場合は除きます。

5. 通知内容と個人情報開示請求

(1) 通知内容

- ・交付年月日
- ・証明書の種別
- ・交付通数
- ・交付請求者の区分（代理人・第三者）

※交付請求者の住所氏名等の個人情報は通知できません。

(2) 個人情報開示請求

通知のあった交付請求については、個人情報の保護に関する法律の規定に基づき、交付請求書の開示請求を行うことができます。ただし、開示される内容は同法で認められる範囲となり、交付請求者の住所氏名といった第三者に関する個人情報は非開示となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。本人通知制度の目的は、交付請求を行った第三者の住所氏名をお知らせすることではなく、不正請求を抑止することにありますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

6. その他注意事項

○登録に期限はなく、本人から廃止の届出があるまで有効です。ただし、登録者が死亡又は失踪宣告を受けた場合、住民票が職権消除された場合、証明書の保存年限が経過した場合等は登録を抹消します。

○住所異動等により登録した内容に変更が生じた場合は、住民票の異動届等とは別に、この制度の変更届が必要となります。変更届を行わなかったことにより通知書が返戻された場合は登録を抹消します。

○本制度に登録されると、各種証明書のコンビニ交付サービスが利用できなくなりますのでご了承ください。

【問い合わせ先（送付先）】

〒690-8540 松江市末次町 86 番地

松江市役所 市民課 証明発行係 電話：0852-55-5254

表面もお読みください。